

令和 6 年度市民レクリエーションセンタースポーツ教室企画運営業務委託 仕様書

1 業務名称

令和 6 年度市民レクリエーションセンタースポーツ教室企画運営業務委託

2 業務概要

本市では、市立小・中学校の体育館を利用し、日常的なスポーツ及びレクリエーション活動の機会と場所を提供することにより、市民の体力と健康の増進を図るため、市民レクリエーションセンター（以下「レクセン」という。）を開設している。

本業務は、昼間に仕事をしている人など、スポーツ活動のための時間が限られる市民のために、平日の夜間や休日に様々な種目のスポーツ教室（以下「教室」という。）の充実が重要であることから、多様化する市民のライフスタイルやスポーツへの取組み方を的確に把握して、レクセンで魅力ある教室を開催し、市民の受講を促進することで、市民のスポーツ実施率向上を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

本市指定場所（別紙 1 - 1 のとおり）

5 受講対象者

原則として、市内に在住、在勤、在学（小学生以上）する者を対象とする。

- ・申込締切日以降、定員に余裕がある場合は、市外の参加者を受け入れることは差し支えない。
- ・受講者が小学生の場合は保護者同伴、中学生の場合は保護者送迎を原則とする。

6 業務内容

(1) 教室の開催

ア 受講者の募集・受付等

- (ア) 受講者の募集等の広報は、市民が余裕をもって教室の参加申込みが出来るよう適切な時期に開始すること。
- (イ) 教室開催までの募集期間を考慮し、適切な時期に募集リーフレット等を作成し、配布すること。内容については、別紙 1 - 2 「令和 5 年度募集リーフレット」を参考にすること（現物はカラー・イラスト入りであるがこれは必須ではない。ただし、見やすく、わかりやすく作成すること。）。なお、リーフレット完成品の見本は、配付する前に発注者の確認を得ること。
- (ウ) リーフレットの作成部数は 13,000 部以上とする。
- (エ) 配布先については、受注者において効果が見込まれる場所を選定し、発注者とあらかじめ協議の上、送付すること。なお、本市関係施設（区役所、区民センター、図書館）への配送については、無償で発注者の配送便が利用できるが、配送便までの発送費用については受注者負担で

行うこと。また、令和4年度の実績は約2,200部である。

(f) 発注者と協議のうえ、大阪市経済戦略局ホームページでの広報が可能である。

(g) その他、効果的な募集広報を行うこと。

(h) CMS（コンテンツマネジメントシステム）を用いたホームページを作成する際は、「CMSを用いたウェブサイトにおける情報セキュリティ対策のポイント」（独立行政法人情報処理推進機構発行）を踏まえ、適切な対策を行うこと。また、CMSを用いない場合においても、適切なセキュリティ対策を行うこと。

(i) 受講者募集の際には、各レクセンには自動車（バイク等を含む。）の乗り入れができない（自転車は可能）ことを周知すること。

(k) 本事業において実施する教室を広く周知し、参加者の増加を図るため、スポーツ庁のポータルサイト（ココスポ）への掲載及びココスポの周知を行うこと。掲載方法等については、発注者と協議すること。（スポーツ庁HP「ココスポ」URL：<https://cocospo.go.jp/>）

イ 教室の開催期間

契約締結日から令和7年3月31日までの間で、市民が参加する機会を多く提供できるよう、開催期間を設定すること。全10回を1期とし、年間3期以上実施すること。なお、各期の開催間隔については指定しない。

ただし、学校の都合等により開催を中止する場合がありますので、振替実施のための猶予期間を設けること（例：1期10回のコースで、3回分程度の猶予期間を設ける。）。

ウ 教室の開催時間

1回あたりの開催時間は1時間30分とする。開催する曜日・時間帯は、別紙1-1のとおりとする。

エ 開催種目

別紙1-3「令和4年度市民レクセン教室（第1期）アンケート結果-報告書-」等を参考に、市民のスポーツニーズを把握したうえで、多種目をバランスよく実施すること。ニーズの高い種目を積極的に採用すること。

オ 開催場所

別紙1-1のとおりとする。ただし、記載の定員数は発注者が想定している1期毎の最大定員数であり、これを下回る定員数を提案することは可能である。

なお、1期（2～3か月）ごとの開催日時の設定の際は、契約締結後、あらかじめ、必要に応じて、レクセンが設置されている学校の施設管理者との調整を行うこと。

カ 教室の内容

初心者から経験者まで幅広く市民が参加できるよう配慮すること。

キ 定員

参加者の人数や技術に応じて指導者が十分に指導できるようにそれぞれの種目の定員を設定すること。

- ・受注者は、受講者の参加促進に努めること。
- ・申込が定員を超過した場合は、抽選等公正・公平な方法により受講者を選定すること。

ク 受講料

適切な方法により受講者を決定し、受講料を徴収すること。

受講料の上限は、バドミントンについては1期につき5,500円（税込）、その他の種目については1期につき4,500円（税込）とする。

なお、受講料収入は、本業務実施にかかる経費に充当すること。

ケ アンケート

別紙1-3を参考に受注者が作成し、発注者と協議のうえ、1期ごとに受講者全員にアンケートを実施するなど、市民のスポーツニーズの把握に努めること。

(2) 教室の管理運営

教室が円滑に実施されるようレクセンの管理運営を行うこと。

ア 受講者の対応など各レクセンの運営全般を所掌する管理員を各レクセンに1名以上配置すること。管理員の要件については、別紙1-4に記載の「管理員の要件」に定めるところによる。

また、受注者は管理員に、受講者は各レクセンには自動車の乗り入れができない（自転車の駐輪は可能）ことを周知・徹底させること。

イ 各レクセンに連絡用携帯電話を設置し、管理員が管理すること。通話対応時間は、原則として、管理員の勤務時間とする。

ウ 各レクセンに各種目の実技を指導する指導員を1名以上配置すること。なお、指導員については、該当種目の指導経験を概ね1年以上有する者とする。指導員の配置については別紙1-4に記載の「指導員概要」に定めるところによる。

エ 受注者は、管理員及び指導員に対し、各業務内容を説明する研修の場を設け、各期の教室の開催前に1回以上の研修を受講させること。ただし、管理員・指導員経験のある者で、開催前の受講が困難な場合は、資料配布と口頭での説明のみでも可とする。

オ 教室実施に必要な物品・備品（消耗品、スポーツ用品等を含む発注者から貸与する備品は、別紙2のとおり。）を適切に管理すること。なお、物品・備品については基本的に管理員室において保管すること。

カ 教室が効果的に運営できるよう、使用するボール等（特にバドミントン、卓球）の新規補充を適切に行うこと。

キ 学校の体育館を利用するため、卓球台やネット等については、学校・PTA活動等と共用する場がある。

ク 通常利用に伴う備品等の破損・故障に伴う修繕及び再購入等は受注者にて対応し、その費用は委託料に含むものとする。

ケ 各学校の要望に応じて、各レクセンの体育館のメンテナンス（床油引き等）を1回以上行うこと。なお、実施にかかる費用は委託料に含むものとする。

（令和4年度参考）

- ・23校中18校が実施希望と回答あり。
- ・実施にかかった総額は588,500円。

7 安全対策

事故等の防止など安全管理には万全を期すこと。また、受講者を対象とした、スポーツ安全保険等に加入すること。

学校に設置のAEDについて、緊急時に対応できるよう場所の確認等をするとともに、管理員・指導員は使用法について熟知しておくこと。また、救急箱を配備し、応急処置・対応をすること。

事故・損害等（自然災害を含む。）については、第一義的には受注者において対応するものとし、事故等発生時の対応体制、発注者への連絡体制を整備し、あらかじめ発注者へ書面で報告すること。

8 経費負担区分

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

なお、各レクセンの光熱水費については発注者の負担により施設管理者へ直接支払うが、受注者は合理的な範囲で節電・省エネに努めること。

また、令和4年度の会場は無償で提供を受けている。

9 業務報告

1期（10回）終了後ごとに、発注者に業務報告を行うこと。また、本業務が全て完了した際は、各講座の実施内容や受講者数等を明記した業務報告書（収支報告書を含む。）及びアンケート結果も併せて提出すること。必要に応じて、発注者が資料の要求、立ち入り検査を行うことがある。

10 その他

(1) 業務遂行にあたり知り得た個人情報は、個人情報保護法・大阪市個人情報に関する法律の施行等に関する条例に則り適切に管理すること。

- (2) 本業務遂行中の物販や宣伝広告など、営利目的の行為を禁止する。
- (3) 受注者は、この仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。
- (4) 本仕様書のほか、暴力団等の排除、公正な業務執行に関しては特記仕様書にて定める。
- (5) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

再委託に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等いい、受注者はこれを再委託することはできない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

人権研修に関する特記仕様書

受注者は、従業者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。また、業務終了後はすみやかに「人権問題研修実施報告書」（別紙）を発注者に提出すること。

令和 年度 人権問題研修実施報告書

業務名称				
事業者名			担当者氏名	
所在地・連絡先	〒 -	TEL:	FAX:	電子メール:
従業員数 (正規職員、非正規職員)				

月 日	区分	研修テーマ	講師・研修方法	会場	時間数	対象(受講人数)
(例) 4月14日	⑤	〇〇について	講師名:〇〇 〇〇 研修方法:事業主のつどい	大阪府中央公会堂	3時間	管理職(2名)

* 区分:次に該当する研修の番号を記入ください。

- ① 自社(貴団体)独自で行う研修
- ② 所管局が主催する研修
- ③ 大阪府市民局ダイバーシティ推進室が市民啓発として実施している事業(啓発ビデオ試写会、ヒューマニティ演劇のつどい等)
- ④ 区が中心となって実施している事業(人・愛・ふれあいプラザ事業、人権展等)
- ⑤ 大阪府企業人権推進協議会が実施している事業(事業主のつどい、人権問題入門セミナーなど)
- ⑥ その他:上記に当てはまらないもの

* 受講職員(人数):自社(団体)の管理職、その他の団体常勤職員、非正規職員に分けて、受講人数を記載してください。